

(1) 会員会費 (第 22 条関係)

区 分	会 費	参 考	
		分納 (6 ヶ月)	中途入会者
開 業 者 会 員 ①	6,000	3,000	1 ヶ月あたり 500
非開業者会員 ②	3,600	1,800	〃 300

(注) 1 会費は、毎年 5 月及び 10 月末迄に、二分の一の額を納付すること。

2 年の途中に入会した者の会費は、入会の日から、9 月又は翌年 3 月迄の月割額によって計算した金額とする。

(2) 賛助会員会費 (第 22 条関係)

年 額 10,000 円

但し、10 月以降の入会者は、入会の年度に限り 5,000 円とする。